



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*6 旅行命令簿、旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1

○ 公安委員会規則

*3 和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則 4

○ 告示

224 指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)..... 4

225 " (")..... 4

226 指定自立支援医療機関の指定 (")..... 5

227 " (")..... 5

228 公共測量の実施 (技術調査課)..... 5

229 都市計画事業の事業計画の変更認可 (道路建設課)..... 5

230 " (")..... 6

*231 令和3年和歌山県告示第1067号(公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定)の一部改正 (建築住宅課)..... 6

232 指定納付受託者の指定 (会計課)..... 6

○ 警察本部告示

1 事業用操縦士陸上多発タービン機資格取得訓練委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 7

○ 監査公表

監査公表第8号 9

規 則

和歌山県規則第6号

旅行命令簿、旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

旅行命令簿、旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則の一部を改正する規則(旅行命令簿、旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則(昭和42年和歌山県規則第20号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式(その2)を次のように改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第3号

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月12日

和歌山県公安委員会委員長 竹 田 純 久

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則

和歌山県警察職員定員規則（平成4年和歌山県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（部内配分） 第2条 警察職員の定員の部内配分は、次のとおりとする。 警察本部 警察官 <u>777人</u> 略 小計 <u>1,023人</u> 警察署 警察官 <u>1,406人</u> 略 小計 <u>1,485人</u> 略 2 略	（部内配分） 第2条 警察職員の定員の部内配分は、次のとおりとする。 警察本部 警察官 <u>773人</u> 略 小計 <u>1,019人</u> 警察署 警察官 <u>1,410人</u> 略 小計 <u>1,489人</u> 略 2 略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第224号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年3月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011000936	はなのいえ	橋本市市脇一丁目1-25	就労継続支援B型	特定なし	合同会社はな	橋本市紀見397-15	令和6.3.1

和歌山県告示第225号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年3月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011800624	生活介護事業所まほろば	岩出市森112-1	生活介護	特定なし	株式会社こころ	岩出市森140-13	令和6.3.1

和歌山県告示第226号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年3月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
燦燦薬局	新宮市橋本二丁目5-56	—	生駒朋比古	令和6.1.1

和歌山県告示第227号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年3月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
ローズ調剤薬局	紀の川市北大井198-8	—	林將智	令和6.2.1

和歌山県告示第228号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき紀の川市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和6年3月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 作業の種類 公共測量（数値地形図データ更新）
- 作業期間 令和6年3月11日から同月25日まで
- 作業地域 和歌山県紀の川市地内

和歌山県告示第229号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認めたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和6年3月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 施行者の名称
和歌山市
- 都市計画事業の種類及び名称

和歌山都市計画道路事業3・3・8号新和歌浦中之島紀三井寺線
 和歌山都市計画道路事業3・3・12号今福神前線

3 事業施行期間

平成29年3月31日から令和8年3月31日まで

4 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし

和歌山県告示第230号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和6年3月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 施行者の名称

和歌山市

2 都市計画事業の種類及び名称

和歌山都市計画道路事業3・2・4号有本中島線

3 事業施行期間

平成30年4月24日から令和9年3月31日まで

4 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし

和歌山県告示第231号

令和3年和歌山県告示第1067号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

告示中

海草郡紀美野町小畑	野上団地	全ての住宅	0.9406
海草郡紀美野町小畑	小畑団地	全ての住宅	0.9037

を

海草郡紀美野町小畑	野上団地	9号室及び10号室	1.0000
海草郡紀美野町小畑	野上団地	その他の住宅	0.9406
海草郡紀美野町小畑	小畑団地	4号室及び23号室	0.9637
海草郡紀美野町小畑	小畑団地	その他の住宅	0.9037

に改める。

和歌山県告示第232号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、令和5年12月12日に次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和6年3月12日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定納付受託者の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社エム・ピー・ソリューション
東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 オークラプレステージタワー8階
- 2 指定納付受託者が納付する歳入等
和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）に基づく次に掲げる手数料（指定納付受託者が提供する決済基盤を利用して納付事務を行うものに限る。）
 - (1) 交通センター、田辺運転免許センター及び新宮運転免許センターが行う道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の施行に関する事務に係る手数料のうち運転免許関係事務、放置車両確認関係事務及び特定自動運行許可等関係事務に係るもの
 - (2) 交通センター、田辺運転免許センター及び新宮運転免許センターが行う防犯・交通関係事務に係る手数料のうち法の施行に関する事務に係るもので次に掲げる事務に係るもの
 - ア 法第104条の4第6項の規定に基づく運転経歴証明書の新規交付
 - イ 法第104条の4第7項の規定に基づく運転経歴証明書の再交付
 - ウ 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第37条の6の2第1号に規定する法第108条の2第2項の規定による講習であって、普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対して行うもの
 - エ 認知機能検査員講習
 - (3) 交通センターが行う和歌山県使用料及び手数料条例別表第3第20項に規定する各種証明関係事務に係る手数料
- 3 指定納付受託者の納付方法
指定納付受託者が提供する決済基盤を利用する納付方法

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、事業用操縦士陸上多発タービン機資格取得訓練委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和6年3月12日

和歌山県警察本部長 山 崎 洋 平

- 1 一般競争入札に付する調達役務の名称等
 - (1) 事業年度
令和6年度
 - (2) 調達役務の名称
事業用操縦士陸上多発タービン機資格取得訓練委託業務
 - (3) 調達役務の仕様等
事業用操縦士陸上多発タービン機資格取得訓練委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (4) 契約期間
契約締結日から令和7年3月31日（月）までの間
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までにおいて、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 航空法（昭和27年法律第231号）第123条第1項の規定による航空機使用事業の許可を受けている者であること。

3 資格審査申請書類及びその交付方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

ウ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

エ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

オ 誓約書

カ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

キ 2の（8）に掲げる要件を満たすことを証する書面

- (2) 資格審査申請時点で既に和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されていることが確認できる書類をもって、（1）のイからオまでに掲げる申請書類に代えることができる。

- (3) （1）のア、オ及びカに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和6年3月12日（火）から同年4月22日（月）までの間に、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロードすること。また、同期間のうち和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年3月12日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和6年3月12日（火）から同月26日（火）まで（令和6年3月12日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に和歌山県警察本部警備部警備課警察航空隊（以下「警察航空隊」という。）に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、令和6年3月12日（火）から同月29日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年3月12日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所に持参、郵送又は電子メールで提出するものとする。ただし、3の(1)イ、エ及びカに掲げる申請書類については、令和6年3月29日（金）午後5時までに、5に掲げる場所に持参又は郵送により提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和6年3月29日（金）午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の交付の場所

警察航空隊

和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地

郵便番号 649-2211

電話番号 0739-43-2866

ファクシミリ番号 0739-43-2866

メールアドレス e8302001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和6年4月11日（木）までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、令和6年4月17日（水）午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和6年4月22日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第8号

令和5年6月2日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月12日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 佐 藤 武 治
 和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

1 包括外部監査の特定事件

農業振興に関する財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

監査の結果（指摘・意見）	措置の内容
第4 監査の結果及び意見（各論） 【1】各種計画 4. 監査の結果及び意見 (1) 長期総合計画に基づいた事業の決定について 【意見① P40】 県が長期的に達成したい将来像とその実現に向けた基本的方向性を示したものとして長期総合計画があり、実施する事業はその長期総合計	令和6年度に実施する事業のうち重要な事業については、効果検証が可能なKPIを設定することとし、その際は長期総合計画との整合性を図り、事業の成果を事後

画において示された施策として位置づけられるべきであるため、基本的に長期総合計画を念頭に置いて各年度の事業が計画されている。

しかし、長期総合計画の期間の途中で国の方針変更があったり、時勢に適った事業が必要になったりすることがあり、長期総合計画に対する事業の位置づけが見え難い状況が窺える。言い換えると、各年度の各事業は、おおよそ長期総合計画に紐づけられているが、長期総合計画で掲げた重点施策に係る事業がバランスをもって展開されない恐れがあるように見受けられる。例えば、長期総合計画の「Ⅱ 安全・安心で機能性を備えた農畜産物の安定供給」に関しては4事業が展開されているが、「Ⅲ 生産性の向上」に関しては20事業が展開されている。

長期総合計画において示された目標の達成に向けて、計画期間にわたって年度ごとのバランスを図り、全体的に整合がとれた事業の計画・展開がなされていることが伝わるよう工夫することが望ましい。

なお、実務上、長期総合計画と事業を決定するタイミングが同時期ではない場合もあることから、長期総合計画と事業が全て紐づくことは難しいものの、各事業が長期総合計画での指標(KPI)にどう寄与するかを明確にして、実施した事業の成果を事後的に評価できるようにすることが求められる。

(2) 事務事業評価の公表について

【意見② P40】

事務事業評価は知事の決裁を得て、平成29年度に全庁的に廃止されている。廃止の理由は、予算折衝における手続との重複感を解消することであったとのことである。

“予算審議(査定)において、過年度の実績を踏まえて、事業継続の必要性や事業費の十分性などを原課と財政課との間で協議していること”と“事務事業評価の手続として行うこと”とは内容的に類似するため、その重複感が対応する原課の負担となるであろうことは理解できる。それゆえ、管理(間接)業務の負担を軽減するため、同じような手続を合理化することは必要なことであり、その観点において事務事業評価を廃止したことを否定するものではないが、廃止によって、事務事業評価の本来趣旨が蔑ろにされているとすれば、事務事業評価の廃止は全面的に肯定し得るものではない。

事務事業評価は、当該事業の目的が達せられたかどうか(期待された成果の実現に至ったかどうか)、事業実施について評価するものであり、その評価をもって次年度以降の事業継続の可否、事業費の規模を決める参考とすることに意義がある。

現在は、行動計画として位置づけられた「和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略」において詳しい行動指標が設定されており、その指標達成に向けて事業を実施した結果をもとにした行動指標の達成度合いが公表されている。しかし、個々の事業に関しては、予算審議において実績の振返りが行われるものの、どのような振返りがなされたかは県民の知れるところになっておらず、県が実施した事務事業の成果等が

的に評価できるようにしていく。

令和6年度に実施する事業のうち重要な事業については、効果検証が可能なKPIを設定することとし、その評価を将来の予算編成に活用していく。

どうであったかの評価について、県民に対する説明責任が果たされているとは言えない。

すべての事務事業について評価することまでは求めないものの、県が主体的に実施する県費による事務事業については、一定の基準を設けて、質(目的や内容)・量(金額)の観点から重要性のある事業については事業評価を行い、県民に対して事業の成果等を説明する責任を果たすべきである。

(3) 事業評価の期間について

【意見③ P41】

果樹園芸課が所管する「日本一の果樹産地づくり事業」は、平成30年度までは「果樹産地競争力強化総合支援事業」として実施されていた事業である。5年の事業期間を迎えたことを受け、令和元年度からは新政策の位置づけで、「日本一の果樹産地づくり事業」として5年の事業期間で進められている。

令和元年度に新政策としての審議が行われた際、前身の「果樹産地競争力強化総合支援事業」については実績の振り返りにとどまり、5年間の成果を総括した形での事業評価は明確には行われていない(審議の中で口頭にて説明は行われたとのこと)。特に平成30年度までの事業は、施設整備の補助(ハード面)が中心であり、施設整備したことが実績とされている。

施設整備補助は、施設整備をもって能力を向上、ひいては生産高(取引高)を増やすといった目的で行われることが一般的である。補助事業にはハード事業とソフト事業の両面があるが、いずれにおいても「実施」は「実績」ではあるものの、補助の目的において「成果」とは言えない。特に農業の場合、生産に係わる成果を得ようとすれば、相当の時間を要する場合がある。

新政策の審議でも、本来的な目標(指標)に対して実績がどのように寄与したかが評価されるべきところ、そうした視点からの評価は行われていない。事業の内容によっては、5年で成果を測り、適切に評価することができない場合が往々にして考えられるが、現状のままでは補助事業としてのあり方を適切に評価することはできない。

それゆえ、補助事業については、事業目的の達成に値する「成果」を定義し、指標を設定するとともに、補助期間にとらわれず、事業内容に応じて、成果を測定するに適した期間をもって評価する必要があると考える。

【2】農林大学校

4. 監査の結果及び意見

(1) 農林大学校独自の中長期的な目標及び成果指標の設定について

【意見④ P46】

長期総合計画では、優れた経営感覚や技術をもった担い手の育成として、農林大学校の教育カリキュラムの充実や各種公開講座の実施を掲げている。また、新規就業者の確保や農業法人等の組織経営体の育成、企業参入の推進に関する他の施策も含めた進捗管理目標として、新規就農者数を10年間で1,800人と設定している。

一方、農林大学校では、年度の重点目標とし

令和6年度に実施する事業のうち重要な事業については、事業の特性に応じて適切な指標及び期間を設定し、評価を行う。

今年度から、指標の設定が困難である場合を除き、中長期的な目標及び成果指標を設定した上で、年度計画を策定することとした。

て、学生の確保、教育活動の充実・強化、進路支援の強化、情報発信の充実の4項目を設定しているものの、その前提となる独自の中長期的な目標や成果指標の具体的な設定がない。本来であれば、長期総合計画を踏まえて農林大学校としての中長期計画を策定し、その中長期計画に基づいた年度計画を策定した上で、成果指標による進捗評価を行い、中長期計画の見直しの要否を検討するという、いわゆるPDCAにより取り組む必要がある。しかし、独自の中長期的な目標や成果指標を設定していないため、体系立てた年度計画となっていない。

なお、長期総合計画と内容が同じ部分があった場合でも、農林大学校として中長期的な目標や成果指標を改めて設定することによって、取り組む当事者として目標達成への意識づけが可能となる。また、年度の目標も、どの中長期的な目標や成果指標達成のために設定しているかも明確になる。

以上より、農林大学校として中長期的な目標及び成果指標を設定し、体系立てて年度計画を策定することが望ましい。

(2) 農林大学校の学校評価シートについて

【意見⑤ P47】

農林大学校農学部の学校評価シートには「今年度の重点目標」は記載されているものの、「中期的な目標」が記載されておらず、「中期的な目標」の欄自体が設けられていない。所管は異なるが、県立高校の学校評価シートには「中期的な目標」の欄があり、学校ごとに中期的な目標が記載されている。

年度目標や年度の具体的方策・評価指標等に対する評価を行う上では、「中期的な目標」に沿っているかという観点が重要である。例えば、県立高校の学校評価シートに倣い、農林大学校農学部の学校評価シートにも「中期的な目標」の欄を設けることで、中期的な目標をより意識した学校評価シートの作成に資するのではないかと考える。

したがって、農林大学校農学部の学校評価シートにも中期的な目標の欄を設けるなどし、「中期的な目標」を記載することが望ましい。

(3) 農林大学校の学生に対する授業評価アンケートについて

【意見⑥ P47】

令和3年度に、農林大学校独自で、学生に対して授業評価アンケートが試験的に実施されている。授業内容に改善を要するかの把握や講師継続に問題ないかと言ったことを検討する参考に行われたものとのことであり、アンケートの結果は、講師に情報提供し、次年度以降の講義の中で分かりやすい内容になるように改善を依頼している。そのため、授業評価アンケートは授業内容の質確保のためにも継続的に実施することが望ましい。

また、当該授業評価アンケート結果を閲覧すると、各授業について概ね高評価であり、農林大学校の授業に対する学生の満足度が高いことが窺えることから、入学検討者やその保護者に対してアピールできる材料になると考えられる。そこで、オープンキャンパスやパンフレッ

今年度から、学校評価シートの様式を見直し、中期的な目標を記載することとした。

授業評価アンケートの結果概要はオープンキャンパスや学校訪問等の場において、学生確保のため、積極的に活用することとした。

ト、農林大学校のホームページ等といった場で説明や公表するなど、当該授業評価アンケートの結果もしくはその結果概要について、学生の確保という観点で活用を行うべきである。

- (4) 農林大学校の入学検討者への下宿情報の提供について

【意見⑦ P47】

農林大学校には男女ともに寮があるため、入学検討者に対して周辺の下宿先の情報を提供しておらず、下宿希望者は各自で情報を収集するしかない状況に置かれている。金銭面や立地で入寮することに大きなメリットはあるものの、集団生活や設備面で寮に入りたくないという入学検討者やその保護者がいる可能性がある。また、県外の学生が増えている中で、知らない土地で場所的に物件が少ない中、一から下宿先を探すことは大きな負担であると考えられる。現在、農林大学校は定員割れしている状況であり、農林大学校の志望者を増やす観点から、その負担を軽減することを検討すべきである。

また、学生確保のためには農林大学校に対する魅力を上げる必要があり、授業や実習内容だけではなく、生活環境や農林大学校に関わる人も農林大学校の魅力に対する重要な要素である。下宿先に関する情報を提供することは、周辺エリアの理解や情報提供を通じたコミュニケーションにより、農林大学校の魅力を上げることにつながると考える。

上記を踏まえ、農林大学校で過去下宿した実績のあるエリアやその周辺情報も含め情報提供することを検討すべきである。

- (5) 農林大学校への設備投資の予算について

【意見⑧ P48】

農林大学校では、寮をはじめ、設備の老朽化が見受けられる。現在の校舎は昭和46年3月に建設され、50数年を経過している。女子寮と男子寮（西）も同程度の年数が経過している。現状では、総務運営事業の農林大学校への予算配分が十分とはいえず、寮・設備の多くが老朽化している状況に対して、修繕が追い付かない状況にある。

G. A. P. 認証の取得に積極的に取り組んでおり、素晴らしい講師陣を揃えるなど、ソフト面が充実しているにもかかわらず、それを習得しようという生徒が少ないのは、これらを十分に活かし切れていない状況である（G. A. P. 認証とは、「Good Agricultural Practices」の略で、G. A. P. の日本語は「農業生産管理工程」という。農業生産者が農作物の安全性や労働環境、環境への配慮などについて、第三者による認証を受けて初めて取得できる。農林大学校では、国際認証である、GLOBALG. A. P. 認証の取得にも取り組んでいる。GLOBALG. A. P. 認証は、食品安全、労働環境、環境保全に配慮した「持続的な生産活動」を実践する優良企業に与えられる世界共通ブランドで、取引先の信頼性向上、企業価値向上に貢献する）。

内面である教育の質が重要であることはいうまでもないが、就学生の目線からすると、農林大学校の第一印象を決める外見や設備の古さを

近隣の不動産情報を収集し、今年度のオープンキャンパスにおいて参加者に説明することにより、情報提供を行った。

設備の整備に関する優先順位を付け、引き続き計画的に予算要求を行い、設備を更新していくこととした。

理由に、志望校から外されてしまう可能性がある。また、今後、県外の生徒にも募集をかける場合、寮をはじめ学校の付帯設備も重視する必要があると考える。

基幹産業である農業に力を入れ、将来の県の農業を担う若者を育成するために、農業を学ぶ県の専門教育機関である農林大学校の設備については、適切に更新することが望ましい。

(6) 県の子農家出身者へのサポートについて

【意見⑨ P49】

農林大学校の生徒を見ると、実家が農家ではない子農家出身の方が増えている。農林大学校を卒業する20代前半の子農家出身の若者が、農地を借り、設備投資をすることは高いリスクを伴うものであり、自分の土地を持って農業を始めるという選択を採りづらいことは想像に難くない。

この点、県としては、卒業後は国や県が実施している各種就農支援施策と連携して、若者をサポートする体制を整えている。新規就農者への農地や資金に関する対応としては、例えば、各地域の農地活用協議会と連携した農地のマッチングなど国や県で様々な制度が実施されている。また、大規模な農業経営体の育成については、県として、農業経営発展サポート事業や攻めの農業実践支援事業において、農業法人化支援や本県農業を担う中心的な経営体の育成を行っている。しかしながら、就農支援センターの相談者アンケートの年齢データを見るに、それらの支援策は必ずしも若者へ響いていないように見受けられる。

就農を志す若者に対して、県として、土地の購入支援や大規模な農業経営体の育成をして就農しやすいサポート体制があることを、より周知すべきである。

【3】果樹試験場かき・もも研究所

4. 監査の結果及び意見

(1) 広報全般について

【意見⑩ P52】

現在、研究所では【3】1.に記載したようにさまざまな研究を行っており、農家に届けるべき研究成果が多々ある。それらについて、数種類のパンフレットを作成し、それらをもって研究所の広報活動を実施している。例えば、研究所での研究成果、県の農作物に係わるトピックスを発信するニュース誌、和歌山県産の果実の栽培マニュアル、害虫に係わる対策マニュアルなどがある。

現時点での、研究所からそれらを発信する手段としては、紙面の交付となっている。研究所に来訪した農家に直接手渡す方式、研究所に備えておき来訪者が自由に手に取る方式、そして、一部の広報誌は県内の登録されている農家に直接送付する方式をとっている。

紙面での広報誌の作成は、高齢化が進んでいる農家の方々に見ていただき易いと考えられるため、欠かせない手段ではある。しかし、情報発信の広範囲性や情報入手の利便性を勘案すると、現在の紙面交付による広報活動を維持しつつも、インターネットでこのような広報誌に簡単にアクセスできる環境を整備すべきであ

農林大学校の学生が就農等に際して必要となる知識習得の一環として、就農準備資金や農地制度などの講義を行うとともに、就農を志す若者に対しても、地域の協議会等とも連携をし、技術習得や就農へのサポート体制について周知していく。

紙媒体で交付しているカキ・モモの栽培関係マニュアル、病虫害対策関係マニュアル、広報誌「わかやま果試ニュース」等を県ホームページに掲載し、ホームページからまとめてアクセスできるよう整備を行った。引き続き、情報発信を充実させるよう取り組んでいく。

なお、研究所独自のホームページについては、現在利用しておらず、県ホームページで必要な情報提供は可能であるため削除した。

る。

現在、インターネットの検索エンジンから「和歌山県 かき・もも研究所」と検索すると、県のホームページ内の研究所についての内容のほか、研究所独自のホームページが検索結果として表示される。ホームページを確認すると、更新が2010年6月18日となっており、ホームページ内に貼られているリンクなどもほとんど機能していない状況が見受けられた。

様々なITツールやソーシャルメディアが普及した、今の情報化社会においては、活きた情報が求められており、既にホームページを有しているならば、それを利活用しない手はない。ホームページから、それらの広報誌情報にまとめてアクセスできるように整備すれば、県内だけでなく県外の農家にも広く情報提供することができる。

そのため、ホームページを通じてどういった情報を発信するか、そのあり方を早急に見直し、更新が滞っている状況を改善すべきである。また、研究所の広報の方法・手段についても、コストを含めた複数の視点から見直す余地があると考えられる。

(2) 備品の登録方法について

【意見⑩ P53】

監査手続として実施した、備品の現物実査の中で、備品そのものは「人工気象器」(※)であるが、備品として県に登録されている内容としては、登録品名が「インキュベータ」になっているものと「その他」になっているものとが見られた。このように登録されていた理由としては、人工気象器の性能が向上したことにより、元々、研究所で保有していた人工気象器より、さらに機能が追加されたものを購入したため、研究所としてはそれらを別のものとして登録すべきという判断を行い、品名が異なったとのことだった。

しかし、本来であれば機能が向上したとはいえ、備品は人工気象器であることには変わらないのであれば、管理上はもともと保有していたものと同じ品名で登録すべきである。

(※) 温度や湿度、照度などをコントロールすることで様々な気象環境を人工的に作り出すことができる装置のこと。植物の生育研究や培養などに用いられている。

(3) 害虫問題への懸念について

【意見⑪ P54】

現在、県の農業において「クビアカツヤカミキリ」という害虫が大きな問題となっている。クビアカツヤカミキリとは、特定外来生物に指定されている昆虫である。元々は中国やモンゴルなどに分布していたが、平成23年に埼玉県で初めて成虫が発見されて以来、日本国内でも広範囲にわたって拡大している。県内においては令和元年11月にかつらぎ町のモモで最初の被害を確認以降、紀北地域において被害が拡大している。クビアカツヤカミキリはその幼虫がモモ、スモモ、ウメなどの樹木内部を食害し木を枯らしてしまうこと、繁殖力が高いこと、飛翔力が高いため被害が急速に拡大する恐れがあることなどから、日本において大きな問題となっ

備品の登録品名を「インキュベータ」に統一した。

クビアカツヤカミキリの防除対策について、国や県外の研究機関と協力して研究を実施しており、今後も引き続き連携しながら研究を進めていく。

また、課題解決のために必要な研究員の確保、適材適所の人員配置及び予算の確保についても引き続き努めていく。

ている。特に、県の主な農産物であるモモ・ウメへの甚大な影響が考えられるため、一刻も早く対処しなければならない重要課題となっている。例えば、県の主な農産物に膨大な影響を与える可能性の一例として、以下の被害状況が参考になると考えられる。(以下の被害状況略)

しかし、特定外来生物に指定されたことで飼育などができないこともあり、防除研究が比較的困難になっているのが現状である。

研究所としてもこの問題には重大な危機感を覚えており、現時点において既にクビアカツヤカミキリに関する研究が進められている。しかし、①虫の発見方法、②発見した虫への対処方法、③そもそも虫の被害を防ぐための物理的な方法や薬剤など、虫に関する研究には多種多様な方向性があるため、かなりの時間と労力がかかるものである。当然に、そのほかに様々な研究を同時に進めている中で、人員の不足感は否めないとのことである。

このような事態を鑑みると、クビアカツヤカミキリに関する問題は、上記の学術文献にあるように、ひとたび発生すると急速に被害が広がる可能性があり、県内の農業の基盤を揺るがす、最も優先度の高い問題なのではないかと考える。そのため、早期解決に向けて、まずは予算面で優先的に配慮する必要があるものと考え。また、例えば、他の研究所や専門機関との協力体制を整えることや適材適所の人的配置も併せて検討しつつ、県の基幹産業である農業を守るという課題に取り組むためにも、研究員の一定数を確保できるようにすること、そして、研究に関する人員規模の拡大について検討されることが望ましい。

(4) 小口現金の前渡資金受払計算書への承認行為の効率化について

【意見⑬ P55】

「和歌山県財務規則」第59条の各号に掲げられている経費については、資金前渡により支払をすることができることとなっている。

(資金前渡)

第59条 次の各号に掲げる経費については、令第161条第1項第17号の規定に基づき、資金前渡をすることができる。

(中略)

資金前渡を受ける際には、前渡資金支払調書を研究所の資金前渡職員が起案し、所長決裁を受ける。その後、毎月、前渡資金支払調書を取りまとめて、前渡資金受払計算書を研究所の資金前渡職員が起案し、農林水産総務課長までの決裁を受ける。令和3年度の前渡資金受払計算書を閲覧したところ、承認者として、総務班長、副課長、課長等が確認された。これらの方は県の規則等によって回覧承認することが明示的に求められているわけではないが、回覧承認する慣わしとなっている。なお、規則に従えば承認者としては課長の承認があれば問題ないが、組織の職制上、役職者への回覧承認が行われている。

県としては、地理的に散在する県内9試験場

予算執行に当たり、適正な執行を確保する観点から、複数人での確認は必要であるが、それぞれの役職者における確認箇所を絞ることで業務の効率化を図ることとした。

所が対象であり、予算執行にあたっては、執行を書類でしか確認できないため、複数のチェックにより適正な執行を確保するため、注意を払っているところである、とのことである。

確かに、事務決裁規程上の権限に関わらず、チェック機能は必要であるとする県の主張も理解はできる。一方で、これらの方の確認の観点からは、多くの内容が重複しているのであれば、目的適合性からは真に必要な行為に絞ることが望ましく、かつ、業務の効率化に資すると考えられる。

そのため、担当者起票後、例えば、総務班長及び課長のみが確認・承認する、あるいは従来の役職者をそのまま残すにしても、それぞれの役職者で確認個所を絞る等、必要な行為を絞り、業務の効率化を図ることが望まれる。

【4】その他農業全般

4. 監査の結果及び意見

(2) 県独自の品種の周知・保全について

【意見⑭ P59】

近年、日本のブランド農産物の苗木が外国に許可なく持ち出されて栽培され、日本産よりも安価に販売されている事例が取り沙汰されている。最近の報道では、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）が2006年に品種登録した「シャインマスカット」が中国に無断で持ち出され、それによる損失が年間100億円にもものぼるという試算を農林水産省が令和4年7月に発表している。

外国に違法に持ち出された例では、持ち出されたからといって、栽培ノウハウのない外国でそのまま日本産と同じ品質が再現されるわけではないとの意見があるようであるが、流通市場において、オリジナルが価格面で盗作に負けることは大いにある。すなわち、オリジナルを知らない外国の人間からすれば、味（品質）で判別することはできないため、安い盗作をオリジナルと認識する結果、オリジナルである日本のブランド農産物の価値が毀損されることになる。これは、日本の農業を揺るがす問題である。

農産物の知的財産を保護する改正種苗法が令和4年4月から完全施行され、県としても、当該改正に関する情報をホームページに掲載したり、啓発チラシを配布したりしているが、同法による持ち出し禁止の品種について、農家の方が実際にどの程度認知しているか県では把握できていないとのことである。

今のところ、海外に持ち出された事例は確認されていないが、登録品種となっている県育成品種にはウメ、カキ、ミカンも該当しており、新たな品種の開発にも取り組んでいることから、将来的に県独自の品種を守るためにも、一方的な情報発信にとどまらず、会合やセミナーといった対面で伝達する機会を増やすなど、高い意識を持ってもらうためのより周知を図る機会・手段を検討し、啓発に努めることが望まれる。

【5】各事業内容

7. 県産品販路開拓コーディネート事業

(2) 監査の結果及び意見

県育成品種は海外へ持ち出しできないことを県ホームページへの掲載等により引き続き周知するとともに、今後、会合等の啓発の機会を有効に活用し、対面でも周知していく。

①公募型プロポーザル審査要領について

【意見⑮ P65】

選定の翌年度以降は随意契約となることが見込まれる保守業務等につき、公募型プロポーザルにより委託業者を選定する場合、コスト面について単年度の視点となる可能性がある。理解のある審査委員であれば、翌年度以降のランニングコストを含めたトータルコストの視点の意識を持つと思われるが、審査委員の資質に依存することになる懸念がある。そのため、審査委員がランニングコストを含めたトータルコストの視点をもって審査するように、審査に必要な視点を注書きするなど、公募型プロポーザルの審査要領への明記を検討することが望まれる。

トータルコストなど審査に必要な視点を追記した審査要領案を作成し、次回の審査から適用することとした。